

公社日技第 09-21 号
2021 年 9 月 30 日

地 域 組 織 会 長 殿

公益社団法人 日本歯科技工士会
会 長 杉 岡 範 明
(公印省略)

「緊急事態宣言」解除後における日本歯科技工士会の業務体制等について

毎々の会務遂行並びにご協力、まことに深謝いたします。

さて、本会では、昨年来新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止への対応を行ってまいりました。

今般、「緊急事態宣言」の全面的な解除を受けて今後の業務体制について検討の結果、他の医療関係団体の取り組みも参考として、感染のリバウンドが懸念されていること等に鑑み、これまでの体制を維持しながら会務運営を行ってまいりたいと思います。

つきましては、当面の業務体制等を下記の通りお知らせいたします。基本的にはこれまでと同様の対応ではありますが、ご賢察の程よろしくお願い申し上げます。

まだまだ、感染の収束は見通せない状況ですが、引き続き新型コロナウイルス感染症対策にはしっかりと取り組んでまいります。

記

1. 感染拡大防止に向けて細心の注意を払い業務にあたります。
2. 理事会、委員会等各種会議の開催にあたっては、オンラインを積極的に活用し WEB 会議ツール (Zoom) を使用しての開催を主とします。その上で、必要不可欠な業務は感染防止対策を徹底した上で躊躇せず対面でも実施します。
3. 歯科技工士会館へお越しになる皆様に対しては、これまで通りマスクの着用、手指のアルコール消毒・手洗い、検温を励行し発熱者、体調不良者の入館はお断りします。
4. 不幸にしてコロナウイルスに感染された場合の偏見や差別は許しません。
5. 事務局職員に関しては、感染防止のため業務時間 (歯科技工士会館の開館時間) を引き続き 11 時~16 時とし、在宅勤務の活用、有給休暇の取得を奨励しますので、お問い合わせ等については電話を避けて、できるだけ e-mail、FAX でのご対応をお願いいたします。

ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上